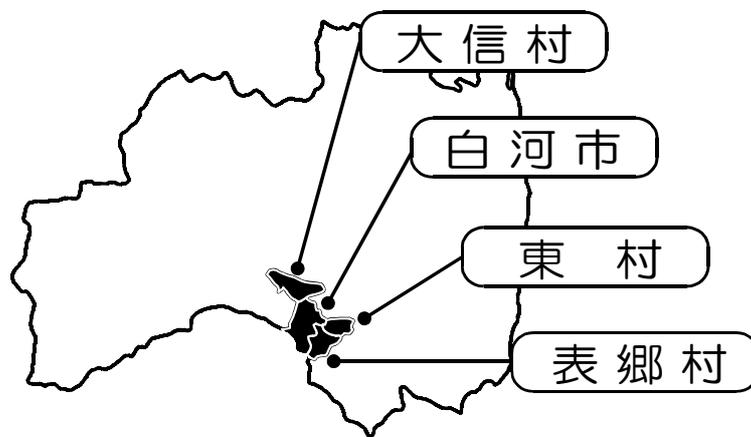


## 第 9 回

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会

## 会議資料



日時 平成16年11月10日(水) 午後1時30分

場所 白河市役所 正庁

## 第9回 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 次 第

### 1 開 会

### 2 あいさつ

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会 会 長 成 井 英 夫

### 3 新市の名称に関する表彰式

### 4 議 事

#### (1) 会議録署名人の指名

#### (2) 報告事項

報告第29号 第8回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

#### (3) 継続協議事項1

協議第55号 町名・字名の取扱いについて

#### (4) 協議事項

協議第13-2号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第61号 地域自治区の設置に関する協議について

協議第62号 事務組織及び機構の取扱いについて

協議第63号 各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務／交通関係）について

#### (5) 継続協議事項2

協議第60号 新市建設計画（案）について

#### (6) その他

①第10回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について

②その他

### 5 閉 会

報告第29号

第8回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について

第8回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について、別紙のとおり報告する。

平成16年11月10日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

## 第8回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会議事内容要旨

日 時	平成16年10月22日(木) 午後1時30分～午後6時6分
場 所	東村中央公民館
出席者	出席者(委員40名 顧問2名) 欠席者(0名)
新市名称 の抽選	<p>新市の名称に関する大賞、準賞の抽選を行った。</p> <p>大賞には、新市の名称に決定された「白河市」に応募された8953名の中から1名、準賞には、最終候補となった新市の名称の5作品のうち大賞に決定した「白河市」以外の「新白河市」「しらかわ市」「南白河市」「白河関市」の4作品の応募者の中から各1名、計5名について下記の通り決定した。</p> <p>大賞(白 河 市) 高久幸子  準賞(新 白 河 市) 深谷 清  準賞(しらかわ市) 鈴木智美  準賞(南 白 河 市) 兼子 隆  準賞(白 河 関 市) 大木由利子 (敬称略)</p>
議 事	協議会規約第9条第4項の規定により会長(白河市長)が議長となり議事進行を行った。
	<p><b>(1) 会議録署名人の指名</b></p> <p>会議録署名人として、横井孝夫委員(白河市)、緑川正年委員(表郷村)、橋本良示委員(大信村)、西村栄委員(東村)を指名した。</p>
報告第26号	<p><b>(2) 報告事項</b></p> <p>報告第26号 第7回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会会議録要旨について事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>質問等なく了承された。</p>
報告第27号	<p>報告第27号 議会の議員の定数等に関する小委員会の協議経過について議会の議員の定数等に関する小委員会 大高委員長から協議経過の報告の後、成井会長より、内容については次回の協議会で検討したいとの提案があった。</p> <p><b>穂積栄治委員</b></p> <p>小委員会の報告については、慣例どおり、この場で意見交換を行ったほうがよいのではないか。</p> <p><b>議長(成井英夫会長)</b></p> <p>それぞれ意見があると思う。各委員の立場において、検討が必要と思われるので理解願いたい。</p> <p><b>穂積栄治委員</b></p> <p>表郷村では、既に検討をしてきた。この場での討議は可能である。</p>

**副会長（根本暢三）**

東村長として述べさせていただく。8月の時点で3市村の協議により在任特例の適用が決定されている。その後、東村が協議会に加入して状況が一変した。

東村が協議会に加わる際に、以前の協議会において協議・確認した合併協定項目に関する事項は引き継ぐこととする確認書を交わしており、それらについてはなんら異存はない。協議会で決定した事項に関して、東村が加入したことにより新たな問題発生となれば非常に残念である。合併において効率性、経済性を考慮した場合、在任特例に関しては様々な意見があろうと思うが、合併を推進させることが大義であるという考えから、いままで通り在任特例ということをお願いをしたい。

**議長（成井英夫会長）**

表郷村の意見の集約をしてきたとのことなので、穂積委員からその報告をお願いしたい。

**穂積栄治委員**

議会による合併研究会を開催した。在任特例の適用に関しては、8月10日に開催された小委員会において全会一致で決定した事項であり、それを踏まえた上で東村が協議会に加入し、また3市村も決定事項は引き継ぐということで東村の加入を認めたという経緯がある。

決定事項を変更することは、今後協議を行う上でも影響が大きいため、在任特例のままをお願いしたい。

**議長（成井英夫会長）**

意見を踏まえ、次回協議会で正式に提案させていただきたい。

**穂積栄治委員**

大変重要な問題である。新市建設計画の話し合いをする前に、こちらの問題を十分議論すべきである。

**柳恵子委員**

議会の議員の定数等に関する小委員会に所属したが、最初から設置選挙と一貫して主張してきた。協議会に諮るためには全会一致が原則とのことだったので、主張を取り下げたが、経費面について自分の中では不満であった。

このような重要な項目を小委員会の委員だけで決めてよいものかどうか。公開の協議会の場で議論をし、その後住民の声を聞いた上で決定するべきではないか。

**鈴木勇一委員**

決定事項は引き継ぐという原則が守られなければ、住民の代表である我々議員も住民への説明ができない。在任特例に関しては、小委員会において全会一致で確認されているのでその方向性を守っていただきたい。

**深谷美佐子委員**

協議会だより3号の2ページに在任特例の適用の方向性で協議を進めるという文面がある。住民は在任特例の適用の方向で協議が進んでいると理解しているが、東村が加わったことで方向性が変わることに対して不信感を持っている。協議を少数意見のために次回に繰り延べるのは理解できないし、住民に説明もつかない。

**議長（成井英夫会長）**

今回の主体は報告であり、これから各委員の意見を集約していくものである。

**佐川京子委員**

先ほどの東村長の発言について、この項目は8月の小委員会においては確認されたが、協議会全体の中においては決定されていないので、発言内容を訂正願いたい。

**副会長（根本暢三村長）**

自分の発言の中で、報告事項として記載されたものについて述べたつもりであったが、協議会の中で決定と解釈される発言があるとすれば訂正させていただく。

**我妻茂昭委員**

第6回から小委員会に参加している。東村においては3市村での決定事項を尊重するという考えであった。白河市の主張する経費削減は基本的な意見であるが、合併に向かって、白河市の歩み寄りも必要である。度量の大きさを示していただきたい。

**荒井一郎委員**

8月10日に開催された第5回小委員会報告で「在任特例の適用について これまでの小委員会において現在の白河市、表郷村、大信村の3市村の枠組みにおいて、在任特例を適用する方向性を確認していたことから、その適用期間について協議した結果、下記の理由から在任特例の適用期間については、合併の日から平成19年4月末日までとする意見を全会一致で確認した。」とある。

決定した事項をその都度確認していたら合併は前に進まない。在任特例の適用でお願いしたい。

**西村栄委員**

東村が協議会に加入して議員数が64名となり、市民の理解を求めためにも再検討すべきだという意見が白河市の委員からあった。3村の意見は在任特例の適用であり3回の小委員会で話し合っても前に進まない状況である。

東村として3市村で協議確認したことは尊重するとした上での審議をお願いしても、白河の委員からは市民の理解が得られないとして、議論は並行のままである。これでは、合併は進むべくもない。合併を推進するのなら、在任特例を認めなければ3村の議員も同意しないだろう。

小委員会では、何人かの意見で前に進まない状況である。大高委員長に聞きたいが、この項目に関して、小委員会で進めるのか、協議会の全体会議で進めるのかはつきりさせていただきたい。

**議長（成井英夫会長）**

小委員会の委員長から、両論併記として協議会へ提出されているので、協議会の場において決定するものである。

**穂積栄治委員**

第2回、第3回の小委員会において、三森委員が在任特例の適用の理由を述べていると伺った。そういう経過がありながら、今回、設置選挙の提案をするのは納得がいかない。

**議長（成井英夫会長）**

小委員会報告について意見も多々あると思うが、正副会長会において、次回協議会の協議事項で提案する方向で話し合いを行うので、今回はここで止めさせていただく。

**矢口秀章委員**

小委員会の開催にあたり、事務局から9月9日の第5回協議会までに結論を出してほしい旨の要請があった。しかし協議が進まず、まだ猶予があるということで現在の状況に至っている。

できるだけ早く結論を出してほしいというのが事務局からの要望であったため、その方向で協議を進めてきた。この問題が決まらないと住民説明会の開催もできないため、本日からこの項目の協議に入るように要望する。

**議長（成井英夫会長）**

議会の議員の定数及び任期の取扱いを本日の議題として提案してほしいとの要望があった。このことについて正副会長会を開催するため、暫時休議とする。

2時25分 休議

2時48分 再開

**議長（成井英夫会長）**

議会の議員の定数及び任期の取扱いを本日の議題として提案してほしい旨の要望があったが、正副会長会において、次回の協議会において提案することと決定した。本日の協議会においては、小委員会報告のみとさせていただく。

**穂積栄治委員**

この問題を解決せずに次の協議に進んだ場合、またこのような事態が繰り返される懸念がある。一度確認した事項が反故にされるということが考えられるので、この問題を解決した後、次の協議に進むべきである。

**議長（成井英夫会長）**

正副会長としては、次回の協議会で結論が出せるよう提案したいと考えている。

**鈴木勇一委員**

最終的なことを考えた場合、在任特例の適用の議題を先に進めるべきである。

**矢口秀章委員**

東村が協議会に加入してから流れが変わってきている。在任特例の適用は、第5回の小委員会において全会一致で確認されているにもかかわらず、今回の報告では両論併記となっている。大事な事項は早く決めるという考えから、本日議案として取り上げていただきたい。

**橋本良示委員**

新市の名称小委員会のメンバーは、議会の議員の定数等に関する小委員会の資料を持っていない。資料も無いのに議論はできないので、次回の協議会で協議することとしていただきたい。

**穂積栄治委員**

白河市の意見を聞きたいと思う。

**三森繁委員**

協議会で地域自治区の採用が決まる前においては、小委員会の場で、激変緩和のために在任特例の適用が好ましいと当初は発言していた。合併において地域自治区の協議会が設置されることにより、住民の声が集約され届くようになることも踏まえ、白河市議会で10月5日に設置選挙の方向性に決定した。東村の加入とはなんら関連はない。

合併を考えたときに、行政の効率化、経費の削減が挙げられるが、さらに新市誕生の際に、住民が将来に向かって議員を選出するのが適切なのではないかというのが白河市の議員の統一した意見である。

**矢口秀章委員**

三森委員は、第6回小委員会において、3市村では議員数が50人で在任特例の適用でよいが、64人となり問題であると話していたと思う。これは東村が加入した以外に理由はない。東村の加入とは無関係とする三森委員の発言には矛盾がある。

**藤田久男委員**

次回まで持ち帰り検討した上で、全体会議で議論すべきである。

**深谷美佐子委員**

今回の協議会の開催以前に、議会の議員の定数等に関する小委員会の資料をいただきたい。各委員の立場で持ち帰り意見の集約を図った後、議論してはどうか。

**藤田 清委員**

新市名称小委員会の委員には資料がないため、今回の協議会での協議が望ましい。また、次回協議会までに3村ともに白河の議員を説得できる資料を作っておかなければ、これからの協議も堂々巡りを繰り返すのではないか。

この問題に関しては、各市村の議員全員が傍聴するような働きかけをするよう各議長にはお願いしたい。

**穂積栄治委員**

8月10日の小委員会の報告が尊重されるべきである。既に確認されたことが反故にされるような協議会であってはならない。

**柳恵子委員**

これは、協議会全体協議で話し合うようにと小委員会から提出された報告である。本日協議するには資料が不十分であると思う。新市の名称決定の際と同様、一度持ち帰り検討したうえで再度協議するべきと思う。

**議長（成井英夫会長）**

議論はこれで終了させていただく。

**深谷美佐子委員**

議会の議員の定数等に関する議論は小委員会ではなく、協議会での全体協議に場を移すということによいのか。

**議長（成井英夫会長）**

両論併記のどちらを適用するかについては、この協議会において話し合いの上、決

	<p>定する。</p> <p>その後について、在任特例を適用するとした場合でも、定数を含め選挙の方式や報酬などの調整も必要である。これらについては、小委員会の委員長、副委員長の意見も聞いたうえで、正副会長会でどのような内容で協議会に提出するのかの話し合いをさせていただきたい。</p> <p><b>議会の議員の定数等に関する小委員会委員長（大高正人委員）</b></p> <p>在任特例の適用か設置選挙かで話し合いが進展しないため、両論併記としたものである。どちらかに決定した後の、その他の調整内容については、正副会長会において小委員会で調整することと決まれば、再度小委員会での協議の場を設けることになる。</p> <p><b>穂積栄治委員</b></p> <p>東村の協議会参加に際して、以前の決定事項は引き継ぐということで東村の加入を認めた経緯があるが、小委員会で8月10日に報告したこともそれに含まれると思うが、会長はどのように考えているのか。</p> <p><b>議長（成井英夫会長）</b></p> <p>決定事項は尊重するべきものと考えている。</p> <p>この場においてこれ以上協議をしても進展は見られない。先ほどの正副会長会での提案どおり、次回協議会において提案させていただきたい。</p> <p>議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、次回の協議会で提案することとした。</p>
<p>協議第47号 (継続協議)</p>	<p><b>(3) 継続協議事項</b></p> <p>協議第47号 各種事務事業の取扱い (保健福祉に関する事務/高齢者福祉関係) について【協定項目24-(3)-ウ】 事務局から前回の協議経過及び高齢者施策の試算について内容説明の後、質疑応答</p> <p><b>深谷美佐子委員</b></p> <p>表郷村において、紙おむつ支給事業の調整案では36%が対象外となる。前回の協議会で介護激励金を6万円という提案をしたが、財政面も考え合わせ、間をとって月4500円で5万4千円としていただきたい。</p> <p><b>佐川京子委員</b></p> <p>調整案は、4市村の事務担当者が集まり試算し、調整したものである。調整案通りでお願いしたい。</p> <p><b>深谷美佐子委員</b></p> <p>針灸マッサージの利用率が4.5%増えた場合、174万円の経費増になる。利用率が上がった場合の試算をしているのか。</p> <p><b>横井孝夫委員</b></p> <p>白河市で平成5年から実施している針灸マッサージについては、殆どの市で実施されており、西白河郡内でも西郷村、矢吹町で実施されている。須賀川市において昭</p>

和 63 年から白河市と同様の内容で実施されているが、利用率は現在 9.9%である。  
この件については、急激に利用率が拡大することにはならないと判断している。

3 時 29 分 休議

3 時 33 分 再開

**議長（成井英夫会長）**

協議会においては、お互いに歩み寄ることが大切である。修正案を提案させていただく。

事務局から修正案が提出された

8. 要介護高齢者介護激励金給付事業については、合併年度の翌年度から、支給対象者を要介護 3、4、5 の高齢者を 3 ヶ月以上継続して介護している家族を対象として実施し、支給額は年額 48,000 円を 54,000 円とする。

**佐川京子委員**

修正案と原案では、どの程度の経費増があるか。

**議長（成井英夫会長）**

介護激励金給付事業においては 170 万円程の経費増となり、この項目の事業全体では 460 万円程の経費増が見込まれる。

**佐川京子委員**

協議における修正案は金額が上がるものばかりで不安を覚えるが、事務局の提案として、実施可能な数字と理解し、修正案を了解したいと思う。

要介護高齢者介護激励金給付事業について、支給額を 54,000 円と修正し、全会一致で承認された。

1. 老人クラブ連合会については、新市において 4 市村の各連合会の意向を尊重し、統一に向け支援する。
2. 敬老会については、新市において 75 歳以上を対象とすることとし、合併後 5 年を目途に段階的に調整する。なお、敬老会の開催区域は、当分の間は現行のとおりとし、記念品等については、合併時に統一する。
3. 敬老祝金については、75 歳以上 2,000 円、100 歳賀寿の祝金は 10 万円を支給することとし、その他の長寿者褒賞については、新市において調整する。
4. 老人等日常生活用具給付事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。
5. 生きがいデイサービス事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用者負担及び回数については、新市において調整する。
6. 寝たきり老人寝具乾燥事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一するものとし、利用者負担は、費用の 10%とする。

	<p>7. 巡回理美容券交付事業については、合併年度の翌年度から、白河市の例により統一する。</p> <p>8. 要介護高齢者介護激励金給付事業については、合併年度の翌年度から、支給対象者を要介護3、4、5の高齢者を3ヶ月以上継続して介護している家族を対象として実施し、支給額は年額54,000円とする。</p> <p>9. 配食サービス事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p> <p>10. 紙おむつ支給事業については、新市において県補助事業の家族介護支援事業（介護用品の支給）により実施する。</p> <p>11. 高齢者にやさしい住まいづくり事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>12. 緊急通報システム事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、対象者並びに自己負担額については白河市の例により統一する。</p> <p>13. はり・きゅうマッサージ施術費助成事業については、白河市の例により実施する。</p> <p>14. 軽度生活援助員派遣事業については、合併年度の翌年度から白河市の例により統一する。</p>
<p>協議第54号 (継続協議)</p>	<p>協議第54号 一部事務組合等の取扱いについて【協定項目14】</p> <p>事務局から前回の協議経過及び4市村における一般職の職員の退職者数・退職金見込について内容説明の後、質疑応答</p> <p><b>藤田 清委員</b></p> <p>表には広域圏に出向している者は含まれているか。</p> <p><b>事務局長（木村全孝）</b></p> <p>全職員をまとめた表であるので、広域圏への出向者も含まれている。</p> <p><b>藤田 清委員</b></p> <p>3村においては退職金の積み立てをしてきた。</p> <p>白河市は、これまで退職金引き当て金として、一般会計の当初予算で組まれてきたのか。</p> <p><b>議長（成井英夫会長）</b></p> <p>当初予算ではなく、補正予算として計上している。</p> <p><b>藤田 清委員</b></p> <p>平成26年度には9億1千万円もの退職金となってくる。多大な金額でもあるため、新市となった際、当初予算での計上も考慮すべきことを要望したい。</p> <p>今回提出された資料をもとに住民説明を行う予定であり、この項目に関しては原案どおりに承認したい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>全会一致で承認された。</p> <p>1. 4市村が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって当該組合等から脱退し、新市において合併の日に当該組合等に加入する。</p> </div>

	<p>なお、福島県市町村総合事務組合に係る常勤職員に対する退職手当支給事務については、新市において加入しない。</p> <p>2. 大信村が加入している矢吹町、泉崎村、中島村及び大信村火葬場協議会については、炉の建設償還が完了する平成24年度まで継続して加入するものとする。</p>
<p>協議第55号 (継続協議)</p>	<p>協議第55号 町名・字名の取扱いについて【協定項目18】</p> <p>事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p><b>深谷久雄委員</b></p> <p>白河市としては、「大字」「字」共に削除していただきたい。</p> <p><b>事務局総括次長(加藤俊夫)</b></p> <p>「大字」「字」共に削除することについて、法的には可能であるが問題が生じる場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大字名、小字名が連続してしまい、どこまでが大字名でどこからが小字名か判断しにくくなるという点</li> <li>• 白河市には大字名小字名が同一の地域があり、そのような地域については、大字自体を無くしてしまうことが考えられる。そうした場合、同じ大字の区域にありながらそこだけが大字の区域からはずれてしまうという点</li> </ul> <p>前回の協議会で豊田市の先進事例が引用されたが、豊田市の場合、大字の代わりに「町」をつけるようにし、大字名と小字名が区別できるような内容で調整がされている。白河市で同様な方法を取った場合、住民の意向を確認する必要がある。合併準備期間中にそうした調整が時間的に間に合うのか懸念され、また、合併時には制度が変わる中で混乱している状況にある。混乱を避けるためにも住所の表記については必要最小限の変更止め、合併後に時間をかけ考えていく問題である。</p> <p>県内の事例をみても、「大字」を削除した例はあるが「字」まで無くした例はない。</p> <p><b>深谷久雄委員</b></p> <p>白河市と事務局とで再度打ち合わせをし、決定した上で報告させていただきたい。</p> <div data-bbox="386 1458 1410 1554" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>表郷村、大信村、東村は原案どおりとし、白河市については、再度調整し、協議会に対して報告することとした。</p> </div> <p>3時55分 休議 4時5分 再開</p>
<p>協議第57号</p>	<p><b>(4) 協議事項</b></p> <p>協議第57号 公共的団体等の取扱いについて【協定項目16】</p> <p>事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <div data-bbox="386 1939 1410 2029" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <p>1. 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重</p> </div>

	<p>しながら、次のとおり調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 4市村共通の団体については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 4市村共通の団体で、実情により合併時に統合できない団体については、合併後速やかに統合できるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 4市村共通の団体で、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(4) 4市村独自の団体については、現行のとおりとし、新市全体の均衡を保てるよう調整に努めるものとする。</p>
<p>協議第 58 号</p>	<p>協議第 58 号 各種団体への補助金・交付金の取扱いについて【協定項目 17】 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p><b>橋本良示委員</b></p> <p>商工会議所補助金、商工会補助金について記載があるが、第 3 回協議会で確認された協定項目 24-4-イ商工・観光関係においても「商工会議所、商工会補助金については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、合併後に補助基準等について調整する。」との記載がある。これらについてはどのように考えればよいか。</p> <p><b>事務局総括次長（加藤俊夫）</b></p> <p>今回提案した調整内容については、以前の協定項目にあるものを再掲している部分がある。商工会議所、商工会等個別のものについては、先に提案した調整方針が優先されると考えていただきたい。</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <p>1. 各種団体への補助金、交付金等については、その事業目的・効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮し調整する。</p> <p>(1) 4市村で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。</p> <p>(2) 4市村において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。</p> <p>(3) 整理統合できる補助金、交付金等については、制度の統一の方向で調整する。</p>
<p>協議第 59 号</p>	<p>協議第 59 号 各種事務事業の取扱い (保健福祉に関する事務/その他福祉事業関係) について【協定項目 24-(3)-カ】 事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <p>1. 母子家庭児入学祝金支給事業については、合併年度の翌年度から廃止する。</p> <p>2. ひとり親家庭医療費助成事業については、現行のとおりに新市に引き継ぐものとする。</p>

	<p>る。</p> <p>3. 高額療養費支払資金貸付事業については、合併年度の翌年度から大信村の例により統一する。</p> <p>4. 高齢者生きがい対策事業におけるきつねうち温泉日帰り入浴サービス支援(送迎バス)については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、実施内容等については新市において調整する。東村の指定施設宿泊料金の一部助成は、合併年度の翌年度から廃止する。ただし、きつねうち温泉にかかる一部助成については、合併年度及びこれに続く5年度間は引き続き実施する。</p> <p>5. 災害見舞金支給事業については、合併年度の翌年度から白河市及び大信村の例により統一する。</p> <p>6. 災害弔慰金及び災害障害見舞金支給事業、災害援護資金貸付事業については、合併年度の翌年度から白河市、表郷村、東村の例により統一する。</p>
協議第 60 号	<p>協議第 60 号 新市建設計画(案)について</p> <p>事務局から内容説明を行い、継続協議とした。</p>
その他	<p><b>(6) その他</b></p> <p>第9回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会の開催日程について事務局から内容説明の後、質疑応答</p> <p>原案どおり全会一致で承認された。</p> <p>第9回協議会を11月10日(水)午後1時30分より白河市役所正庁で開催することとした。</p>
	<p>成井会長が議長の任を降りる旨を宣言</p> <p>議事終了</p>

協議第55号 継続協議

町名・字名の取扱いについて【協定項目18】

町名・字名の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 町、字の区域は、現行のとおりとする。
- 2 町、字の名称については、「大字」表記を削除した名称に変更するものとする。

平成16年10月7日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 18	町名、字名の取扱いについて
調整方針	1 町、字の区域は、現行のとおりとする。 2 町、字の名称については、「大字」表記を削除した名称に変更するものとする。	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
大字名 (50音順)	大字泉田 (イズミダ) 大字板橋 (イタバシ) 大字大和田 (オオワダ) 大字萱根 (カヤネ) 大字借宿 (カリヤド) 大字久田野 (クタノ) 大字双石 (クラベイン) 大字小田川 (コタガワ) 大字関辺 (セキベ) 大字田島 (タジマ) 大字大 (ダイ) 大字豊地 (トヨチ) 大字旗宿 (ハタジユク) 大字舟田 (フナダ) 大字本沼 (モトヌマ) 白坂 (シラサカ)	大字河東田 (カトウダ) 大字金山 (カネヤマ) 大字小松 (コマツ) 大字下羽原 (シモハバラ) 大字高木 (タカギ) 大字内松 (ナイマツ) 大字中寺 (ナカデラ) 大字中野 (ナカノ) 大字番沢 (バンザワ) 大字深渡戸 (フカワド) 大字堀之内 (ホリノウチ) 大字三森 (ミモリ) 大字社田 (ヤシロダ) 大字梁森 (ヤナモリ) 大字八幡 (ヤワタ)	大字上新城 (カミシンジョウ) 大字隈戸 (クマド) 大字下小屋 (シモゴヤ) 大字下新城 (シモシンジョウ) 大字豊地 (トヨチ) 大字中新城 (ナカシンジョウ) 大字増見 (マスミ) 大字町屋 (マチヤ) 田園町府 (デンエンチョウフ)	大字形見 (カタミ) 大字蕪内 (カブウチ) 大字釜子 (カマコ) 大字上野出島 (カミノデジマ) 大字工業団地 (コウギョウダンチ) 大字下野出島 (シモノデジマ) 大字千田 (センダ) 大字栃本 (トチモト) 大字深仁井田 (フカニイダ)
大字数	16	15	9	9
重複する 大字名	大字豊地 (トヨチ)		大字豊地 (トヨチ)	

□ 留意事項

- 1 町名・字名の取扱いについては、その歴史的経緯や住民の愛着を踏まえ、住民生活に最も影響の少ない方式を選択する。
- 2 市町村合併の際に、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに設定し若しくは廃止、又は町若しくは字の区域若しくは名称の変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会を経てこれを定め、都道府県知事に届けなければならない。
- 3 合併を機に、住所表記の簡素化について考慮することも、住民の利便性の向上につながる。

※ 協定項目「地域審議会・合併特例区・地域自治区の取扱い」の調整方針に基づき設置される「地域自治区」の名称を冠すると次のようになる。

[合併前の表示]		[合併後の表示]
白河市大字泉田字池ノ上	→	白河市泉田字池ノ上
西白河郡表郷村大字金山字長者久保	→	白河市（地域自治区の名称）金山字長者久保
西白河郡大信村大字増見字北田	→	白河市（地域自治区の名称）増見字北田
西白河郡東村大字釜子字殿田表	→	白河市（地域自治区の名称）釜子字殿田表

□ 町・字名の区域及び名称の取扱い（具体的調整内容）

1. 市町村の区域内の町名・字名を従前のおりとする場合

例示	白河市〇〇大字△△字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	→ → → →	白河市大字泉田字池ノ上 白河市〇〇大字金山字長者久保 白河市〇〇大字増見字北田 白河市〇〇大字釜子字殿田表
----	--------------	---	------------------	--

2. 町名・字名を変更する場合

(1) 従来の大字名の前に旧市村名（市、村は町とする）をつけた大字名とする場合

例示	白河市〇〇大字□□町△△字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	→ → → →	白河市大字白河町泉田字池ノ上 白河市〇〇大字表郷町金山字長者久保 白河市〇〇大字大信町増見字北田 白河市〇〇大字東町釜子字殿田表
----	-----------------	---	------------------	---

(2) 大字表示を除く場合

①従来の大字名の前に旧市村名（市、村は町とする）をつける場合

例示	白河市〇〇□□町△△字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	→ → → →	白河市白河町泉田字池ノ上 白河市〇〇表郷町金山字長者久保 白河市〇〇大信町増見字北田 白河市〇〇東町釜子字殿田表
----	---------------	---	------------------	---

②従来の大字名の前に「市、村」の文字を削除した旧市村名をつける場合

例示	白河市〇〇□□△△字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	→ → → →	白河市白河泉田字池ノ上 白河市〇〇表郷金山字長者久保 白河市〇〇大信増見字北田 白河市〇〇東釜子字殿田表
----	--------------	---	------------------	---

③従来の大字名とする場合

例示	白河市〇〇△△字××	白河市大字泉田字池ノ上 西白河郡表郷村大字金山字長者久保 西白河郡大信村大字増見字北田 西白河郡東村大字釜子字殿田表	→ → → →	白河市泉田字池ノ上 白河市〇〇金山字長者久保 白河市〇〇増見字北田 白河市〇〇釜子字殿田表
----	------------	---	------------------	--

※〇〇は地域自治区の名称を表す。

協議第13-2号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて【協定項目7】

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

別紙資料：当日配付

平成16年11月10日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

協議第61号

地域自治区の設置に関する協議（案）について

地域自治区の設置に関する協議（案）について、別紙のとおり提案する。

平成16年11月10日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

別紙

地域自治区の設置に関する協議（案）

（設置）

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により、合併前の表郷村、大信村、東村の区域ごとに地域自治区を設置する。

（地域自治区の名称及び区域）

第2条 地域自治区の名称及び区域は、次のとおりとする。

名 称	区 域
表 郷	合併前の表郷村の区域
大 信	合併前の大信村の区域
東	合併前の東村の区域

（設置期間）

第3条 地域自治区の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

（事務所の名称等）

第4条 地域自治区の事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所管区域
白河市表郷庁舎	合併前の表郷村役場の所在地	合併前の表郷村の区域
白河市大信庁舎	合併前の大信村役場の所在地	合併前の大信村の区域
白河市東庁舎	合併前の東村役場の所在地	合併前の東村の区域

（所掌事務）

第5条 地域自治区の事務所が所掌する所管区域内の事務は、概ね次のとおりとする。

- (1) 住民生活に直結した各種窓口業務、保健・福祉サービス等に関すること。
- (2) 農林、観光、建設、上下水道施設等の維持管理及び一定基準内の整備に関すること。
- (3) 地域特性を生かした地域づくり、従来から継続する個性ある施策の実施その他地域振興の推進に関すること。
- (4) コミュニティ施策の推進及び住民自治支援等に関すること。
- (5) 地域協議会に関すること。
- (6) 地域自治区の庶務、経理及び施設の維持管理に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、各総合事務所において所掌することが適当と認められる事務

2 前項の所掌事務に関する個別具体的な取扱いについては、市長が別に定める。

(区長の設置)

第6条 法第5条の6第1項の規定に基づき、地域自治区の設置の日から平成22年3月31日までの期間に限り、地域自治区にそれぞれ区長を置くものとする。

2 区長は、特別職とし、当該地域自治区の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから市長が選任する。なお、市長は、区長の選任にあたっては、第7条に規定する地域協議会の意見を参考とするものとする。

3 区長の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

4 区長は、白河市の円滑な行政運営と均衡ある発展に資するよう、市長その他の機関及び当該地域自治区の区域内の公共的団体等と緊密な連携を図りつつ、担任する事務を処理する。

(地域協議会の設置)

第7条 地域自治区にそれぞれ地域協議会を置く。

(地域協議会の権限)

第8条 地域協議会は、当該地域自治区に関し市長その他の市の機関から諮問された事項又は必要と認められる事項について審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

2 市長は、次に掲げる事項であって、地域自治区の区域に係るものについては、あらかじめ、地域協議会の意見を聞かなければならない。

(1) 新市まちづくりプラン(新市建設計画)の変更に関する事項

(2) 新市の基本構想及び各種計画の策定又は変更に関する事項

(3) 各種地域計画の策定及び変更に関する事項

(4) 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項

(5) 地域自治区の区域内に住所を有する者の行為等が規制される地域の指定に関する事項

3 市長その他の市の機関は、前2項の規定による意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織)

第9条 地域協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 当該地域自治区の区域内の公共的団体等を代表する者

(2) 学識経験を有する者

(3) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、当該地域自治区の区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(地域協議会の会長及び副会長)

第11条 地域協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の会議)

第12条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることかできる。
- 6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要があると認める場合は、会議に諮ったうえで公開しないことができる。

(報酬)

第13条 地域協議会の委員の報酬については、これを支給しないこととする。

(地域協議会の庶務)

第14条 地域協議会の庶務は、各総合事務所において処理する。

(委任)

第15条 この協議に定めるもののほか、地域自治区に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、告示の日から施行する。

協議第62号

事務組織及び機構の取扱いについて【協定項目13】

各事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提案する。

- 1 新市の組織及び機構については、以下の事項を基本として、合併時まで調整する。
  - (1) 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
  - (2) 住民の声を適正に反映できる組織・機構
  - (3) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
  - (4) 簡素で効率的な組織・機構
  - (5) 新たな行政課題を見据えた組織・機構
- 2 附属機関等については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併時に一元化する。4市村において独自に設置されているものは、新市において速やかに調整する。

平成16年11月10日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No. 1 3	事務組織及び機構の取扱い
調整方針	<p>1 新市の組織及び機構については、以下の事項を基本として、合併時まで調整する。</p> <p>(1) 地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構</p> <p>(2) 住民の声を適正に反映できる組織・機構</p> <p>(3) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構</p> <p>(4) 簡素で効率的な組織・機構</p> <p>(5) 新たな行政課題を見据えた組織・機構</p> <p>2 附属機関等については、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併時に一元化する。4市村において独自に設置されているものは、新市において速やかに調整する。</p>	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
事務組織及び機構	(H16.4.1)	(H16.4.1)	(H16.4.1)	(H16.9.1)
市・村長 市・村長 部局	<p>[合併推進室]</p> <p>[総務部] 総務課、総務課、情報課、財政課、税務課、企画契約課、税務課</p> <p>[市民生活部] 市民課、国保年金課、生活環境課</p> <p>[保健福祉部] 保健福祉課、高齢福祉課、健康増進課</p> <p>[産業商工部] 観光課、農政課</p> <p>[建設部] 河川課、建築住宅課、道路都市計画課、下水道課</p> <p>会計課</p>	<p>総務課</p> <p>税務課</p> <p>企画調整課</p> <p>民生福祉課</p> <p>健康福祉課</p> <p>農林商工課</p> <p>建設課</p> <p>水道課</p> <p>出納室</p>	<p>総務課</p> <p>情報課</p> <p>企画課</p> <p>税務課</p> <p>民生福祉課</p> <p>健康福祉課</p> <p>農林商工課</p> <p>建設課</p> <p>出納室</p>	<p>総務課</p> <p>民生福祉課</p> <p>健康福祉課</p> <p>地域振興課</p> <p>保健福祉課</p> <p>建設課</p> <p>水道課</p> <p>幼児課</p> <p>出納室</p>
水道事業 部局	[水道事業所] 業務課、施設課			
教育委員 会部局	[教育委員会事務局] 教育課、生涯学習課、学芸課、文化課、スポーツ健康課	[教育委員会事務局] 学校教育課、生涯学習課	[教育委員会事務局] 学校教育課、生涯学習課	[教育委員会事務局] 学校教育課、生涯学習課
行政委員 会等	[議事事務局] 議事事務局 [選挙管理委員会事務局] 選挙管理委員会事務局 [監査委員会事務局] 監査委員会事務局 [農業委員会事務局] 農業委員会事務局	[議事事務局] 議事事務局 [選挙管理委員会事務局] 選挙管理委員会事務局 [監査委員会事務局] 監査委員会事務局 [農業委員会事務局] 農業委員会事務局	[議事事務局] 議事事務局 [選挙管理委員会事務局] 選挙管理委員会事務局 [監査委員会事務局] 監査委員会事務局 [農業委員会事務局] 農業委員会事務局	[議事事務局] 議事事務局 [選挙管理委員会事務局] 選挙管理委員会事務局 [監査委員会事務局] 監査委員会事務局 [農業委員会事務局] 農業委員会事務局

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
教育機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市民館</li> <li>・白河中央図書館</li> <li>・白河市民会館</li> <li>・白河歴史民俗資料館</li> <li>・白河市歴史民俗資料館</li> <li>・白河市中央体育館</li> <li>・白河市しらかの森スポーツ</li> <li>・白河公園</li> <li>・白河市学校給食センター</li> <li>[小学校]</li> <li>・白河第一小学校</li> <li>・白河第二小学校</li> <li>・白河第三小学校</li> <li>・白河第四小学校</li> <li>・白河第五小学校</li> <li>・小田川小学校</li> <li>・五箇小学校</li> <li>・関辺小学校</li> <li>・みさか小学校</li> <li>[中学校]</li> <li>・白河中央中学校</li> <li>・白河第二中学校</li> <li>・東北中学校</li> <li>・白河南部中学校</li> <li>・五箇中学校</li> <li>[幼稚園]</li> <li>・大沼幼稚園</li> <li>・白坂幼稚園</li> <li>・小田川幼稚園</li> <li>・五箇幼稚園</li> <li>・関辺幼稚園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村公民館</li> <li>[小学校]</li> <li>・表郷小学校</li> <li>[中学校]</li> <li>・表郷中学校</li> <li>[幼稚園]</li> <li>・表郷幼稚園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村公民館</li> <li>・大信村学校給食共同調理場</li> <li>・中山義秀記念文学館</li> <li>[小学校]</li> <li>・信夫第一小学校</li> <li>・信夫第二小学校</li> <li>・大屋小学校</li> <li>[中学校]</li> <li>・大信中学校</li> <li>[幼稚園]</li> <li>・大信幼稚園</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村公民館</li> <li>・東村図書館</li> <li>[小学校]</li> <li>・小野田小学校</li> <li>・釜子小学校</li> <li>[中学校]</li> <li>・東中学校</li> <li>[幼稚園]</li> <li>・東幼稚園</li> </ul>
出先機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>[地区行政センター]</li> <li>・白河市大沼地区行政センター</li> <li>・白河市白坂地区行政センター</li> <li>・白河市小田川地区行政センター</li> <li>・白河市五箇地区行政センター</li> <li>・白河市旗宿地区行政センター</li> <li>・白河市関辺地区行政センター</li> <li>[保育園]</li> <li>・白河市みくらの保育園</li> <li>・白河市さくまわり保育園</li> <li>・白河市ひまわり保育園</li> <li>・白河市わかば保育園</li> <li>・白河市関の森保育園</li> <li>[児童館]</li> <li>・白河市第一児童館</li> <li>・白河市第二児童館</li> <li>・白河市保健センター</li> <li>・白河地域職業訓練センター</li> <li>・白河市公設地方卸売市場管理事務所</li> <li>・白河都市環境センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[保育園]</li> <li>・表郷村保育所</li> <li>・表郷村保健センター</li> <li>・表郷村国民健康保険診療所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[保育園]</li> <li>・大信村保育所</li> <li>・大信村保健センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>[保育園]</li> <li>・東村保育所</li> <li>・東村保健福祉センター</li> </ul>

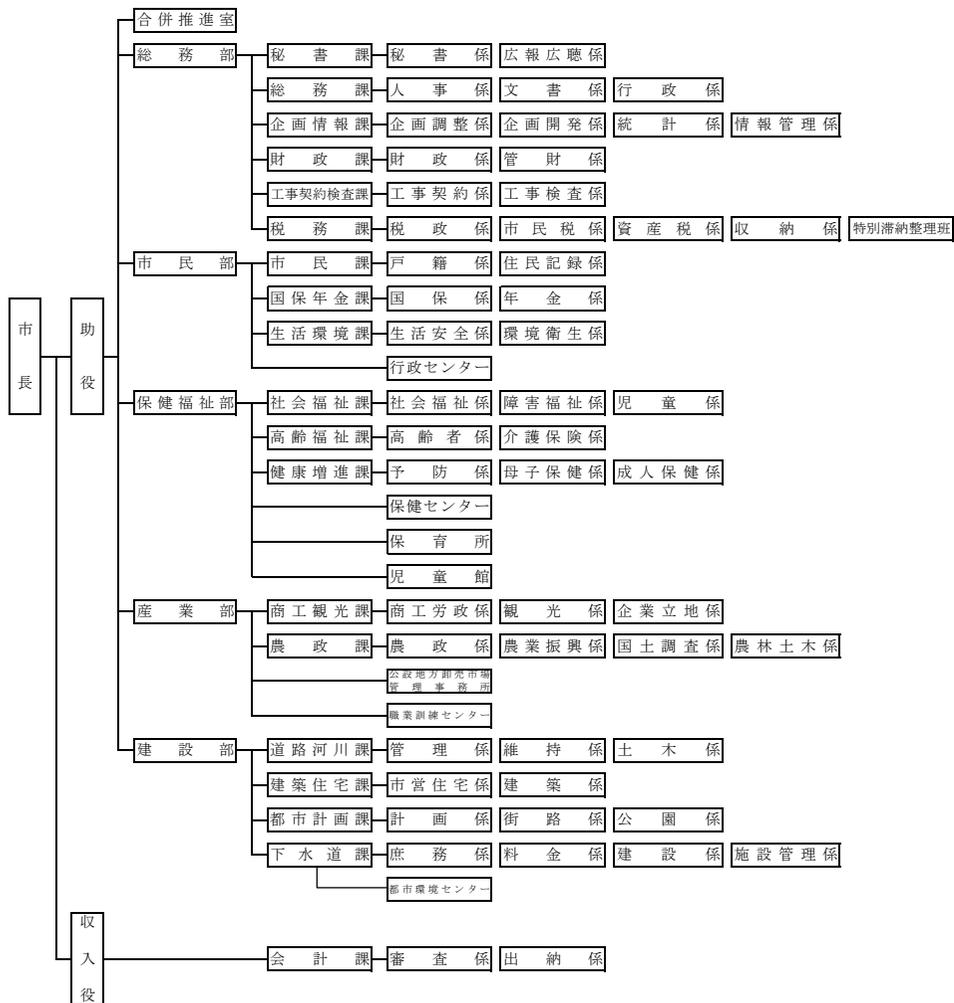
区 分		4 市 村 の 現 況			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
附属機関等	総 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市特別職報酬等審議会</li> <li>・白河市名誉市民選考委員会</li> <li>・白河市財産価額審議会</li> <li>・小田川財産区管理会</li> <li>・白河市固定資産評価審査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村特別職報酬等審議会</li> <li>・表郷村行政改革推進委員会</li> <li>・表郷村固定資産評価審査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村行政改革推進委員会</li> <li>・大屋財産区管理会</li> <li>・大信村牧野運営協議会</li> <li>・大信村樋ヶ沢公有林野管理会</li> <li>・大信村固定資産評価審査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村行政改革推進委員会</li> <li>・東村固定資産評価審査委員会</li> </ul>
	企 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市情報公開及び個人情報保護審査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村振興計画審議会</li> <li>・表郷村情報公開審議会</li> <li>・表郷村個人情報保護審査会</li> <li>・表郷村国土利用計画審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村総合振興審議会</li> <li>・大信村情報公開審査会</li> <li>・大信村個人情報保護審査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村総合開発審議会</li> <li>・東村情報公開審査会</li> <li>・東村個人情報保護審査会</li> </ul>
	住民生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市国民健康保険運営協議会</li> <li>・白河市環境審議会</li> <li>・白河市防災会議</li> <li>・白河市交通安全対策会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村国民健康保険運営協議会</li> <li>・表郷村防災会議</li> <li>・表郷村地域安全活動推進協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村国民健康保険運営協議会</li> <li>・大信村防災会議</li> <li>・大信村地域安全活動推進協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村国民健康保険運営協議会</li> <li>・東村防災会議</li> <li>・東村公害対策審議会</li> </ul>
	保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市民生委員推薦会</li> <li>・白河市青少年問題協議会</li> <li>・白河市立保育園運営協議会</li> <li>・白河市介護保険運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村民生委員推薦会</li> <li>・表郷村健康づくり推進協議会</li> <li>・表郷村保健委員会</li> <li>・表郷村予防接種健康被害調査委員会</li> <li>・表郷村在宅介護支援センター運営協議会</li> <li>・表郷村介護保険運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村民生委員推薦会</li> <li>・大信村健康づくり推進協議会</li> <li>・大信村母子保健計画策定委員会</li> <li>・大信村予防接種健康被害調査委員会</li> <li>・大信村介護保険運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村民生委員推薦会</li> <li>・東村健康づくり推進協議会</li> <li>・東村保健委員会</li> <li>・東村高齢者生活支援等推進協議会</li> </ul>
	産業経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市公設地方卸売市場運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村農業労働力調整協議会</li> <li>・表郷村工業開発委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村土づくり施設建設審議会</li> </ul>	
	建 設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市水道事業経営審議会</li> <li>・白河市公共下水道審議会</li> <li>・白河市都市計画審議会</li> <li>・白河市都市景観審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村水道委員会</li> <li>・表郷村都市計画審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村簡易水道運営協議会</li> <li>・大信村農業集落排水処理施設運営審議会</li> <li>・大信村都市計画審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村水道委員会</li> </ul>

区 分		4 市 村 の 現 況			
		白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	教 育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市奨学生選考委員会</li> <li>・白河市心身障害児就学指導審議会</li> <li>・白河市小学校・中学校通学区域検討審議会</li> <li>・白河市学校給食センター運営協議会</li>   <li>・白河市スポーツ振興審議会</li> <li>・白河市少年センター運営協議会</li> <li>・白河市公民館運営審議会</li> <li>・白河市文化財保護審議会</li>   <li>・白河市図書館協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村奨学生選考委員会</li>     <li>・表郷村スポーツ振興審議会</li> <li>・表郷村公民館運営審議会</li> <li>・表郷村文化財保護審議会</li> <li>・表郷村村史編さん委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村学校給食共同調理場運営委員会</li> <li>・大信村幼稚園授業料審議会</li> <li>・大信村スポーツ振興審議会</li>    <li>・大信村公民館運営審議会</li> <li>・大信村文化財保護審議会</li> <li>・大信村村史編さん委員会</li>   <li>・中山義秀記念文学館運営委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東村スポーツ振興審議会</li>     <li>・東村公民館運営審議会</li> <li>・東村文化財保護審議会</li> </ul>

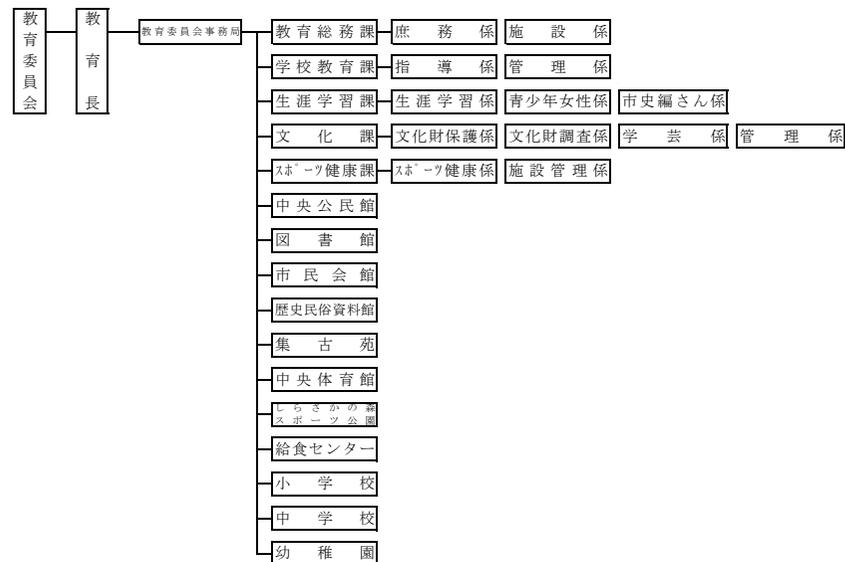
# 4 市 村 の 現 況

## 白河市行政組織図

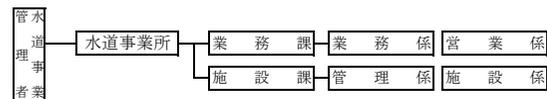
(市長部局)



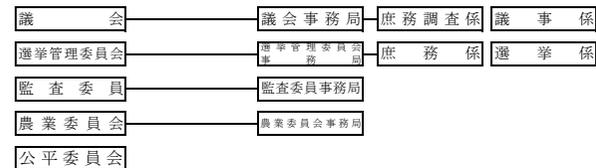
(教育委員会部局)



(水道事業部局)



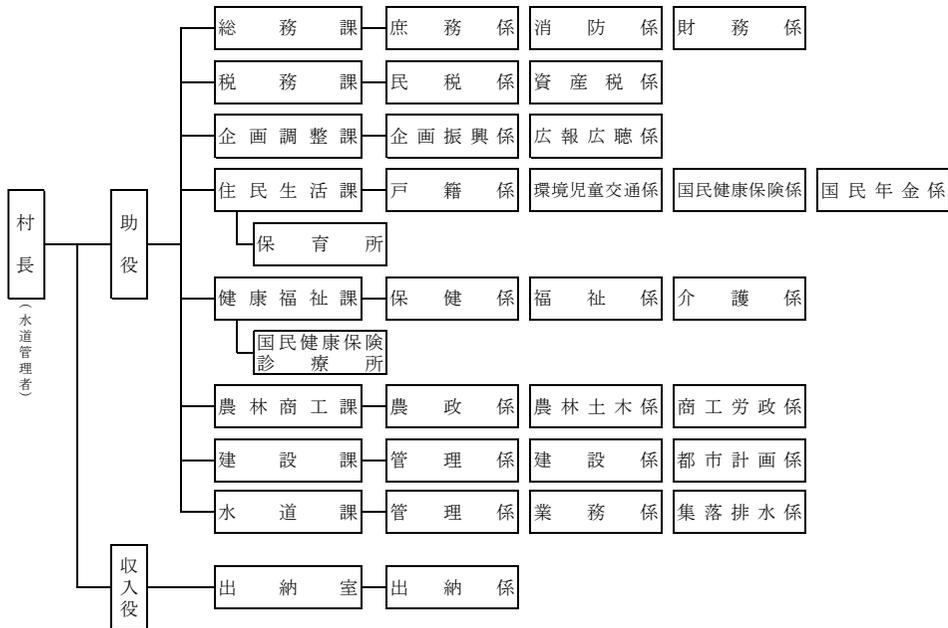
(行政委員会等)



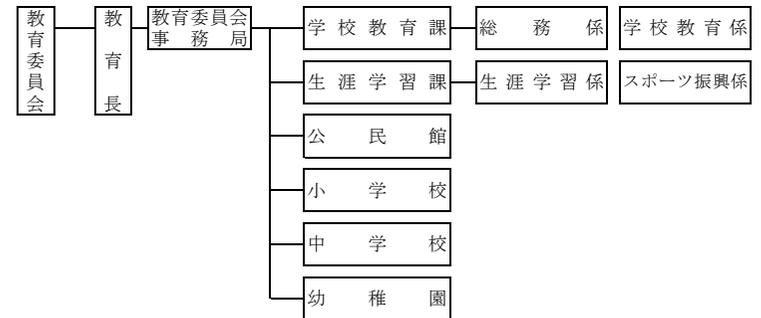
4 市 村 の 現 況

表郷村行政組織図

(村長部局)



(教育委員会部局)

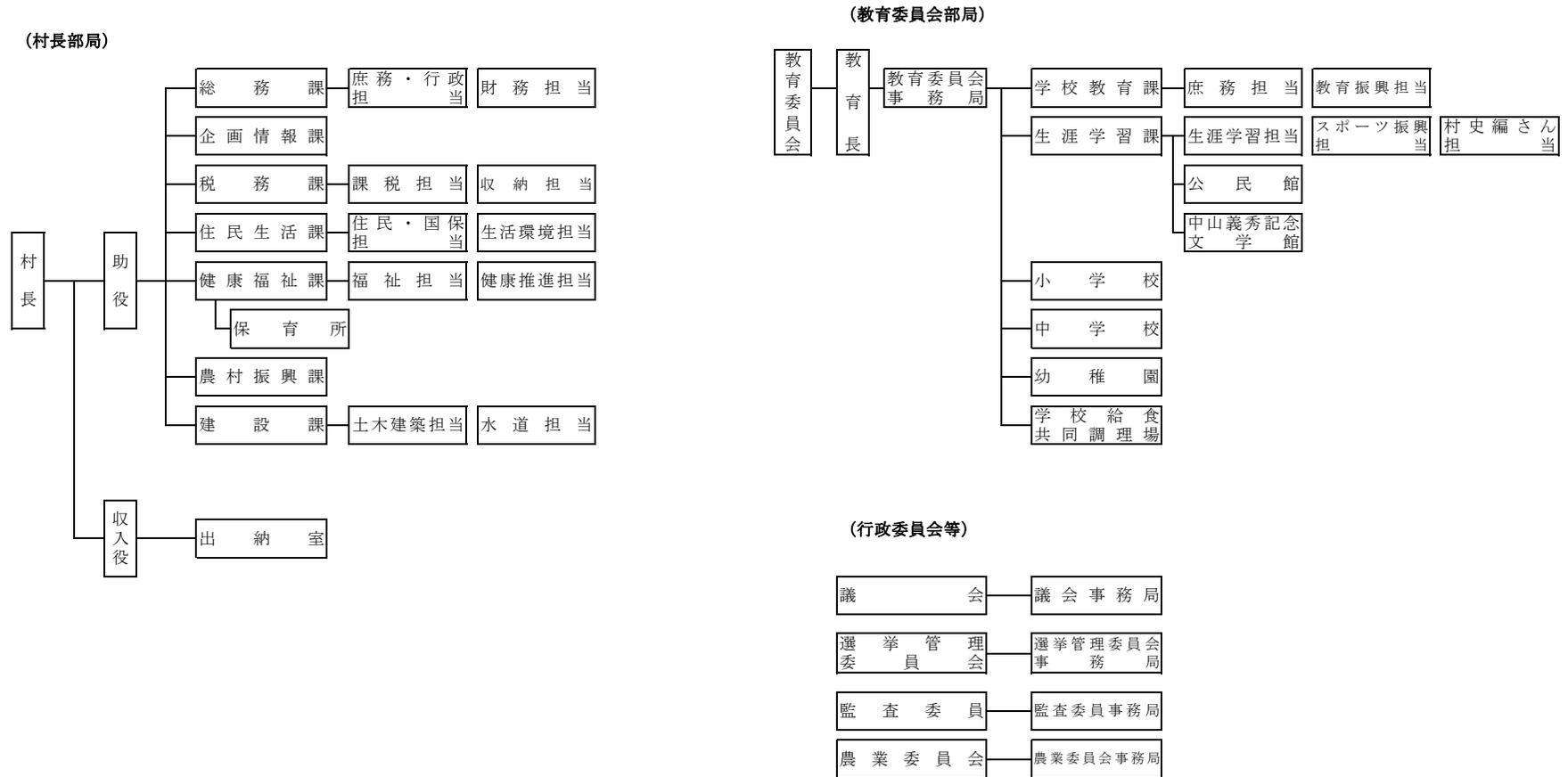


(行政委員会等)



4 市村の現況

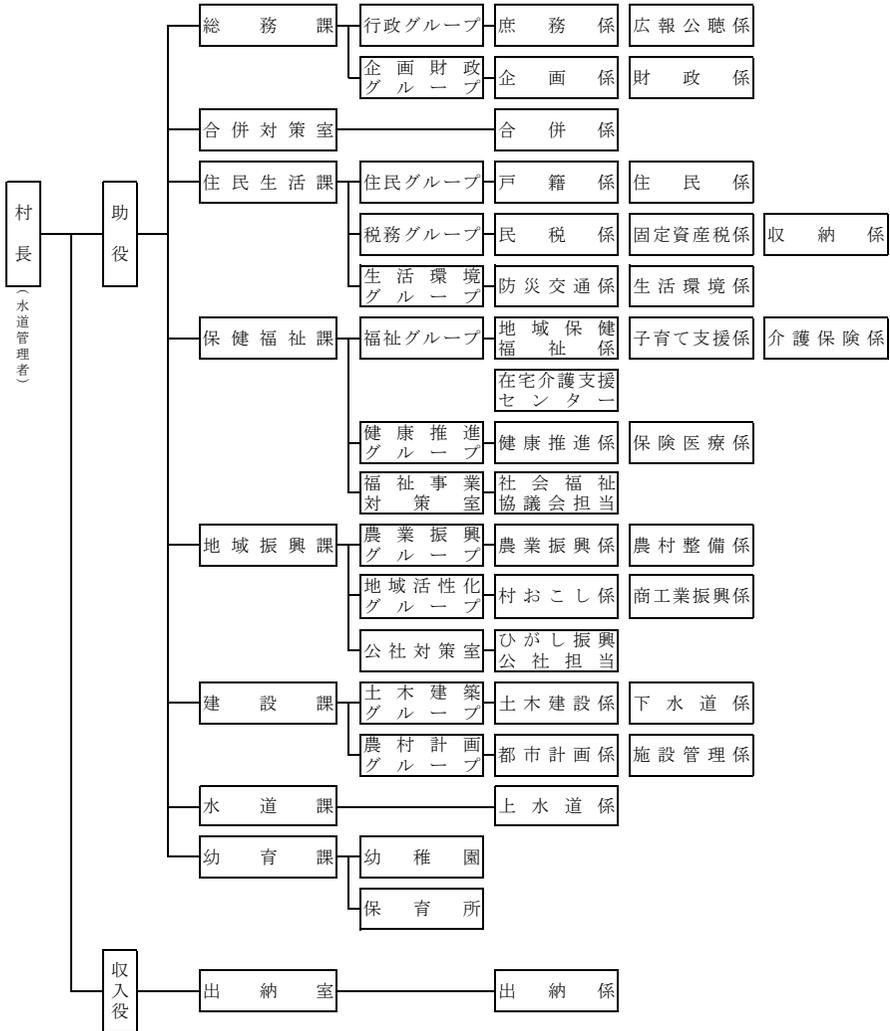
大信村行政組織図



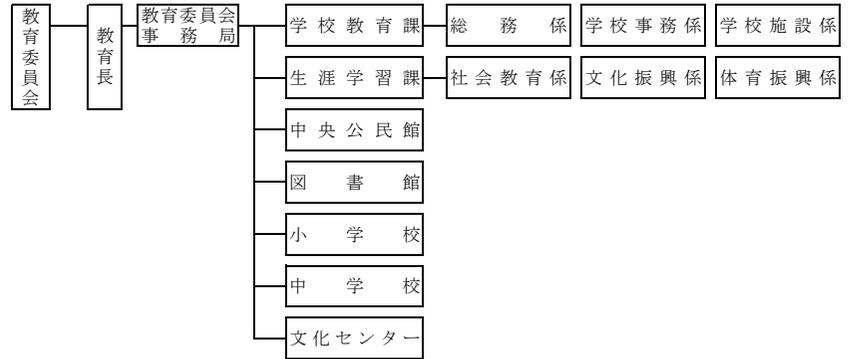
4 市村の現況

東村行政組織図

(村長部局)



(教育委員会部局)



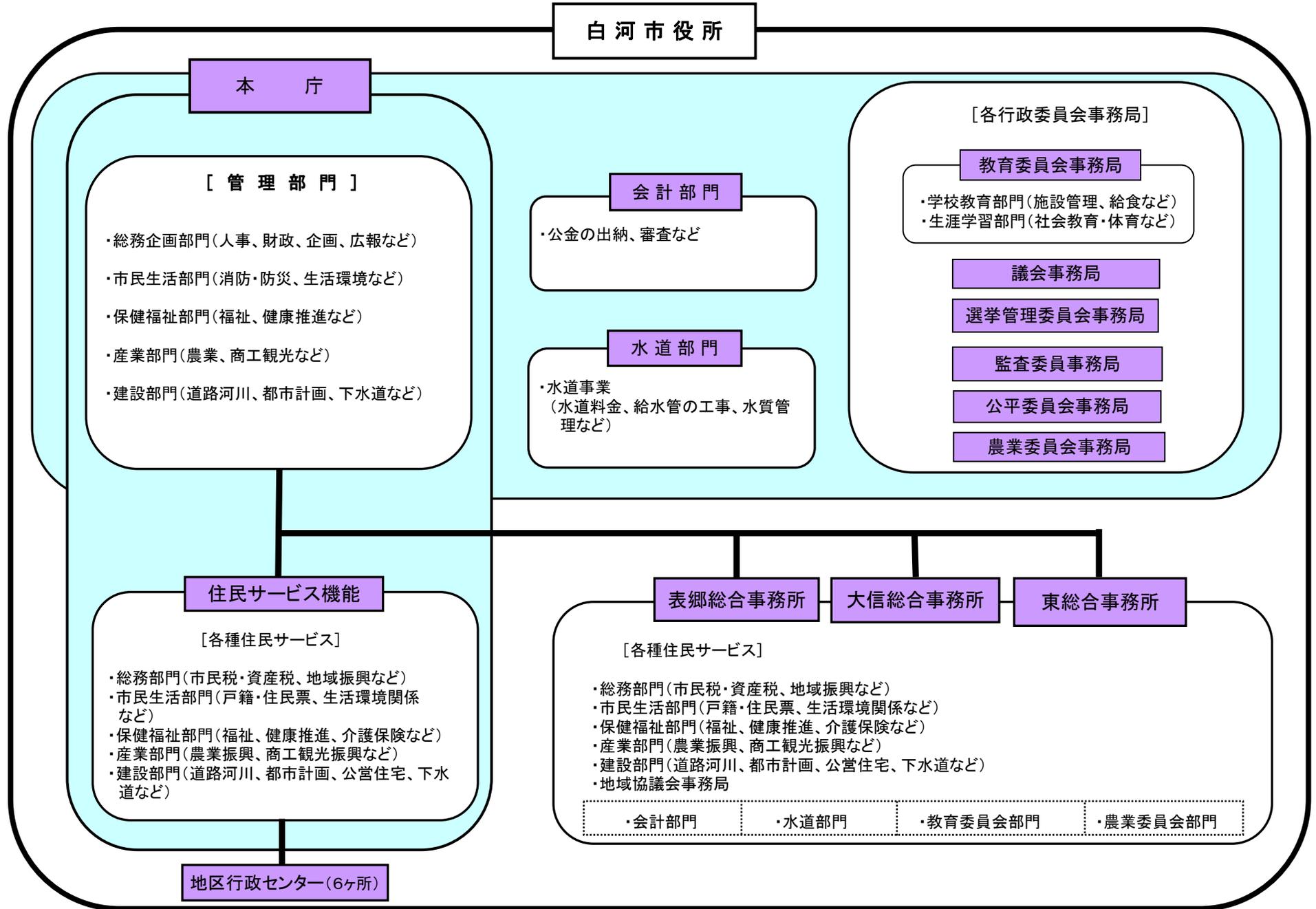
(行政委員会等)



□ 4市村所属課別職員数（平成16年10月1日現在）

	総務		市民		保健福祉		産業		建設		会計		水道		教育委員会		議会		選挙管理委員会		監査委員		農業委員会		合計		
	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数	課名	職員数			
白河市	秘書課	7	市民課	12	社会福祉課	16	商工観光課	10	道路河川課	13	会計課	6	業務課	7	教育総務課	8	議会事務局	6	選挙管理委員会事務局	3	監査委員事務局	3	農業委員会事務局	3			
	総務課	17	国保年金課	10	高齢福祉課	12	農政課	15	建築住宅課	8			施設課	8	学校教育課	6											
	企画情報課	14	生活環境課	11	健康増進課	13	職業訓練センター	1	都市計画課	11					生涯学習課	9											
	財政課	10	行政センター	9	保育所	40			下水道課	18					文化課	11											
	工事契約検査課	5			児童館	2			都市環境センター	2					スポーツ健康課	7											
	税務課	25													中央公民館	3											
															図書館	6											
	合併推進室	7													市民会館	2											
															しらかの森スポーツ公園	2											
															給食センター	2											
															小学校	6											
														幼稚園	13												
計	85	計	42	計	83	計	26	計	52	計	6	計	15	計	75	計	6	計	3	計	3	計	3	計	3	399	
表郷村	総務課	7	住民生活課	7	健康福祉課	7	農林商工課	6	建設課	5	出納室	2	水道課	5	学校教育課	3	議会事務局	2					農業委員会事務局	1			
	企画調整課	7		国民健康保険診療所	4									生涯学習課	7												
	税務課	6		保育所	10									公民館	1												
														小学校	4												
														中学校	3												
														幼稚園	6												
計	20	計	7	計	21	計	6	計	5	計	2	計	5	計	24	計	2	計	0	計	0	計	0	計	1	93	
大信村	総務課	9	住民生活課	6	健康福祉課	8	農村振興課	4	建設課	7	出納室	2			学校教育課	3	議会事務局	2					農業委員会事務局	1			
	企画情報課	3		保育所	17									生涯学習課	5												
	税務課	5												公民館	1												
														中山義秀記念文学館	1												
														小学校	1												
														中学校	1												
														幼稚園	6												
														学校給食共同調理場	1												
計	17	計	6	計	25	計	4	計	7	計	2	計	0	計	19	計	2	計	0	計	0	計	0	計	1	83	
東村	総務課	7	住民生活課	13	保健福祉課	10	地域振興課	7	建設課	6	出納室	2	水道課	3	学校教育課	3	議会事務局	2					農業委員会事務局	1			
	合併対策室	5		保育所	2									生涯学習課	5												
					保育所	7																					
					幼稚園	7																					
計	12	計	13	計	26	計	7	計	6	計	2	計	3	計	8	計	2	計	0	計	0	計	0	計	1	80	
合計	134		68		155		43		70		12		23		126		12		3		3		6		655		

【参考】 新市の組織及び機構（イメージ図）



## 先 進 事 例

### □東京都あきる野市

- (1)現在の秋川市庁舎及び五日市町庁舎を有効活用した組織及び機構とする。
- (2)新市の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮するものとする。
- (3)出先機関は、おおむね現行のまま存続する。
- (4)新市の組織・機構の整備については「新市における行政組織・機構の整備方針」に基づき整備する。
- (5)教育委員会等各行政委員会の取扱いは、各関係法令に基づき整備する。  
また附属機関については、原則として統合するものとし、独自に置かれている附属機関については、実態等を考慮し整備するものとする。  
なお、各委員の身分の取扱等については、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

### □兵庫県篠山市

- (1)新町の組織及び機構については、「新町行政組織・機構整備方針」に基づき整備する。
- (2)新町の組織については、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。

### □埼玉県さいたま市

新市の行政組織・機構は、以下の事項を基本として、合併6か月前までに調整する。なお、職員定数については現行のとおりとする。

- (1)市民が利用しやすく、わかりやすい組織・機構
- (2)簡素で効率的な組織・機構
- (3)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- (4)指揮命令系統が明確な組織・機構
- (5)地方分権へ柔軟に対応できる組織・機構
- (6)新たな行政課題を見据えた組織・機構

### □田村地方5町村合併協議会

- 1 新市の組織・機構は、「クラスター方式の基本的考え方」（別紙）に従うほか、以下の方針により整備するものとする。
  - (1)地方分権の下で各種の行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
  - (2)指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構
  - (3)簡素で効率的な組織・機構
  - (4)市民にとって利用しやすく、わかりやすい組織・機構
  - (5)市民の声を適正に反映することができる組織・機構
  - (6)新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- 2 附属機関等は、現に5町村で設置されていて、新市において引き続き設置する必要があるものは、原則として合併時に一元化する。各町村独自に設置されているものは、原則として新市において速やかに調整する。

### ○クラスター方式の基本的考え方

- 1 新市のまちづくりについては、クラスター方式を用いることにより次の方針によることとする。
  - (1)住民に身近な行政サービスが従来どおり提供されるようにするとともに、その質がさらに高められるように努める。
  - (2)合併前の町村ごとの独自のまちづくりを尊重し、引き継ぐ。
  - (3)組織内分権により、地域の実情に応じた行政サービスの提供ができるようにし、行政組織の効率化を図る。
  - (4)地域住民の生活に密着した課題について、それぞれの地域住民の意見が反映されるようにする。
- 2 クラスター方式の採用と併せて、行財政の効率化や多様化・高度化する行政需要への対応などの合併の効果が十分に発揮されるよう、新市における一体性を確保し、新市全体としての力を高めるものとする。
- 3 新市の組織体制は、クラスター方式による効果が十分に発揮されるよう、以下の方針による。
  - (1)合併前の滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町の区域ごとに、総合事務所として行政局を置く。
  - (2)行政局は、主に地域住民の生活に直接関わる行政分野などについて総合的に処理する。
  - (3)行政局の権限は、その所管する事務を行うに当たり、できる限り行政局単位で決定しうるようなものとする。
  - (4)本庁は、主に行政局が担うことができない、又は担うことが適当ではないと考えられる事務を行う。
  - (5)本庁と行政局及び行政局間の事務の調整を図るため、本庁と行政局との間に連絡調整会議を設ける。

□ 地方自治法（抜粋）

〔地方公共団体の法人格とその事務〕

第2条 （第1項～第13項 省略）

- 14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- 15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

〔事務所の設置又は変更〕

第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

- 2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
- 3 第1項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。

〔執行機関の組織の原則〕

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

〔委員会・委員及び附属機関の設置〕

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

〔支庁・地方事務所・支所等の設置〕

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

- 2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
- 3 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

〔都道府県の部局・分課及び市町村の部課〕

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たっては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、第1項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

〔職務・組織・設置〕

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

協議第63号

各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務／交通関係）について  
【協定項目24－（2）－イ】

各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務／交通関係）について、次のとおり提案する。

- 1 地方バス路線維持対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において効果的な運行に向け調整する。
- 2 福島県市民交通災害共済事業については、白河市の例により新市に引き継ぐものとする。

平成16年11月10日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	No.24-(2)-イ	各種事務事業の取扱い（住民生活・環境に関する事務事業／交通関係）
調整方針	1 地方バス路線維持対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において効果的な運行に向け調整する。 2 福島県市民交通災害共済事業については、白河市の例により新市に引き継ぐものとする。	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
地方バス路線維持対策事業	<p>【地方バス路線】 25路線 《生活交通路線》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国庫補助対象路線                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河～石川線</li> <li>・新白河～石川線</li> <li>・白河～滑津線</li> <li>・白河～棚倉線</li> <li>・白河～白河の関線</li> <li>・須賀川～白河線</li> <li>・白河～浅川線</li> <li>・白河～塙線</li> <li>・白河～牧ノ内線</li> </ul> </li> <li>○国庫補助対象外路線                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河～釜の子線</li> <li>・白河～上小屋線</li> </ul> </li> </ul> <p>[H15補助金額] 26,562,390 円</p> <p>《市町村生活交通路線》（運行委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・真名子線</li> <li>・高助線</li> <li>・追原経由川谷線</li> <li>・追原経由甲子線</li> <li>・自然の家経由甲子線</li> <li>・追原経由由井ヶ原線</li> <li>・綱子線</li> <li>・原中経由川谷線</li> <li>・太陽の国線</li> <li>・台上線</li> <li>・原中経由勝負沢線</li> <li>・市民球場線</li> <li>・小丸山経由市民球場線</li> <li>・白坂線</li> </ul> <p>[H15補助金額] 19,828,026 円 （うち県補助金） 4,432,000 円</p> <p>[補助対象事業者] 福島交通株式会社</p>	/	<p>【地方バス路線】 3路線 《生活交通路線》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国庫補助対象路線                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河～牧ノ内線</li> </ul> </li> <li>○国庫補助対象外路線                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河～上小屋線</li> </ul> </li> </ul> <p>[H15補助金額] 5,449,627 円</p> <p>《市町村生活交通路線》（運行委託）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光南高校～十日市・老人福祉センター線</li> </ul> <p>[H15補助金額] 5,206,460 円 （うち県補助金） 650,000 円</p> <p>[補助対象事業者] 福島交通株式会社</p>	<p>【地方バス路線】 6路線 《生活交通路線》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国庫補助対象路線                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河～石川線</li> <li>・新白河～石川線</li> <li>・白河～棚倉線</li> <li>・白河～浅川線</li> <li>・白河～塙線</li> </ul> </li> <li>○国庫補助対象外路線                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河～釜の子線</li> </ul> </li> </ul> <p>[H15補助金額] 15,916,344 円</p> <p>[補助対象事業者] 福島交通株式会社</p>

区 分	4 市 村 の 現 況																																	
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																														
福島県市民交通 災害共済事業	<p>【目的】 交通事故による災害を受けた者を救済するための共済制度で、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>【加入資格】 白河市に居住し、住民基本台帳に記録され又は外国人登録をしている者。</p> <p>【共済期間】 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間。(毎年更新)ただし、年度途中で加入した場合は、加入の翌日から3月31日まで。(随時加入可)</p> <p>【会費】 年間一人500円</p> <p>【共済見舞金等の額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>等 級</th> <th>災 害 の 程 度</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>死亡した場合</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>入院通院日数270日以上</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>入院通院日数180日以上</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>入院通院日数 90日以上</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>入院通院日数 60日以上</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>入院通院日数 30日以上</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>入院通院日数 8日以上</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>入院通院日数 7日以下</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>重度障害 見舞金</td> <td>自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2の障害</td> <td>300,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(通院期間は治療実日数)</p> <p>【H15実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入状況 会員 26,524名 会費 13,262,000円 加入率 54.9%</li> <li>・支給状況 見舞金 156件 6,490,000円</li> </ul>	等 級	災 害 の 程 度	金 額	1	死亡した場合	1,000,000円	2	入院通院日数270日以上	300,000円	3	入院通院日数180日以上	150,000円	4	入院通院日数 90日以上	70,000円	5	入院通院日数 60日以上	50,000円	6	入院通院日数 30日以上	40,000円	7	入院通院日数 8日以上	30,000円	8	入院通院日数 7日以下	20,000円	重度障害 見舞金	自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2の障害	300,000円			
等 級	災 害 の 程 度	金 額																																
1	死亡した場合	1,000,000円																																
2	入院通院日数270日以上	300,000円																																
3	入院通院日数180日以上	150,000円																																
4	入院通院日数 90日以上	70,000円																																
5	入院通院日数 60日以上	50,000円																																
6	入院通院日数 30日以上	40,000円																																
7	入院通院日数 8日以上	30,000円																																
8	入院通院日数 7日以下	20,000円																																
重度障害 見舞金	自動車損害賠償保障法施行令 第1級又は第2の障害	300,000円																																

### 【先進事例】

- 田村地方5町村合併協議会（福島県）
  - ・地方バスの路線維持に関する施策は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 気仙沼市・本吉町・唐桑町合併協議会（宮城県）
  - ・自主運行バス事業及び地方バス補助事業については、新市においても実施し、バス路線の維持に努める。
- 大曲仙北合併協議会（秋田県）
  - ・地方バス路線維持事業及び遠距離児童・生徒通学バス運行事業委託については、存続し、新市における公共交通の確保をはかる。
- 松阪地方合併協議会（三重県）
  - ・地方バス路線関連事務については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- 八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会（滋賀県）
  - ・地方バス路線維持費補助事業は、現行のとおりとする。
- 鳥取県東部9市町村合併協議会（鳥取県）
  - ・地方バス路線運行対策については、現在の路線を維持する。ただし、運行維持に係るバス会社への補助金については、関係会社と今後の対策を十分協議し、合併翌年度以降、地域の実情を考慮した制度に移行する。
- 美祢市・美東町・秋芳町合併協議会（山口県）
  - 1 交通災害共済事業については、新市移行後、美東町の例を基本として速やかに調整する。
  - 2 地方路線バス関係事業については、生活バス路線補助等の地方バス路線維持については、当面現行のとおり新市に引き継ぐこととするが、一体的かつ効率的な運用等については、関係機関と協議の上、新市において調整する。
- 下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会（茨城県）
  - ・県民交通災害共済事業については、新市においても実施するものとする。なお、加入事務等については、新市において調整するものとする。
- 蓮田市・白岡町・菖蒲町合併協議会（埼玉県）
  - ・交通災害共済事務については、合併時に再編し、新市においても実施する。
- 宇和島市・吉田町・三間町・津島町合併協議会（愛媛県）
  - ・交通災害共済事務については、合併時に統一する。

協議第60号 継続協議

新市建設計画について【協定項目25】

新市建設計画（案）について、別冊のとおり提案する。

平成16年10月22日提出

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会  
会長 白河市長 成 井 英 夫

第10回白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会開催日程について

開催時期	開催場所
平成16年11月26日(金) 午後1時30分	ホテル&コテージ白河関の里(表郷村)